平成２９年４月３日

（一社）東京建設業協会長　様

国土交通省関東地方整備局
東 京 国 道 事 務 所 長

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」
の公募について（依頼）

拝啓　貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より道路行政ならびに東京国道事務所の業務について、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成１７年度に首都直下地震などの大規模地震に備えた管内の被害情報を迅速に収集・把握する「緊急巡回活動に関する協定」を締結し、貴協会加盟各社様に協力して頂いているところでありますが、この度、東京国道と直接建設会社が締結する「災害時における災害応急対策業務に関する協定」（以下「災害協定」という）の平成２９年度更新分の公募することとなりました。

東京国道事務所では本協定の締結者に対して、東京国道事務所が発注する総合評価落札方式の一般競争入札において事務所独自の追加項目（地域貢献度（災害協定の有無等））として加点しています。

つきましては、当事務所と災害協定を締結する希望者を、公平性を確保するため下記の通り公募致しますので、貴協会加盟各社様にお知らせして頂きたくご案内申し上げます。

敬　具

記

１．目　　的　　締結期間が平成２９年５月３１日までとなっている災害協定があるため今回公募を行い、現状の協定締結者より多くの者と下記期間で災害協定を締結する事。

２．協定の概要
　名　　称　　災害時における災害応急対策業務に関する協定
　期　　間　　協定締結日から平成３１年５月３１日まで

３．募集区間　　平成２９年度更新区間３１区間
　　※詳細は、「別紙－１、２」を参照願います。

４．主な参加資格

①予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に該当しない者であること。

②関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成２９・３０年度一般競争入札参加資格業者のうち、一般土木・維持修繕・アスファルト舗装工事・造園工事のいずれかに認定されている者であること。

③会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

④東京都内に建設業法に基づく本店・支店または営業所を有すること。

⑤平成１４年４月１日以降、東京都内で元請けまたは下請けとして完成・引渡しが完了した「道路」の、一般土木・維持修繕・アスファルト舗装工事・造園工事のいずれかの施工実績を有すること。

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

５．主な技術資料の審査項目

①災害応急復旧協定または契約の締結状況（他の行政機関も含む）

②災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況

③災害出動要請時の人員配置状況及び技術力

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

６．主な手続のスケジュール

平成２９年	４月　３日(月)	・協定締結の公募掲示（事務所ホームページ）
		・技術資料作成要領の配布開始
	４月２５日(火)	・技術資料提出期限
	５月下旬	・協定締結者への通知

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

７．歩道除雪の範囲について

歩道除雪について

平成２４年度までー全歩道橋及び歩道全線（上下線）を実施。

平成２５年度からー通学路歩道橋や歩行者が多い駅前や坂道、日陰などの安全性を考慮した必要最小限の個所に限定。

以上のように従来より除雪範囲を大幅に見直しています。（約８割減）

除雪の考え方、範囲について資料の閲覧も行いますので協定に関心がある会社には是非確認しての頂くようお願いします。

※参考：Ｈ２６年２月８～９日の降雪は新基準で除雪を実施

Ｈ２６年２月２２～２３日の降雪は雨に変わったため除雪は実施せず

Ｈ２６年１２月～Ｈ２７年３月の歩道除雪実績無し

Ｈ２７年１２月～Ｈ２８年３月の歩道除雪実績無し

Ｈ２８年１２月～Ｈ２９年３月の歩道除雪実績無し

ただし、Ｈ２６年の２月の山梨県や多摩地区のような観測史上例の見ない降雪があった場合は別途考慮する事と考えています。

８．その他

事務所ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞURL　http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku

※公募公示はトップページの４月３日のトピックスに掲載します。

問い合わせ先　東京国道事務所　防災情報課　（小林）

ＴＥＬ　０３－３５１２－９０６４

災害協定（今回公募）及び緊急巡回協定（H17.4締結）について

◆今回公募し改定する災害協定

（１）名　　称　　災害時における災害応急対策に関する協定

（２）募 集 範 囲　　平成２９年度更新区間３１区間
（協定期間が平成２９年５月３１日に切れるものがあるため）

（２）目　　的　　この協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期出来ない災害等において被災し応急対策を実施または歩道等の除雪作業を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（３）業 務 内 容　　協定の業務内容は、所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧、降雪時における歩道等の除雪等を実施するものとする。

※上記協定に基づく具体的な内容は以下の通りである。
○緊急措置･･･　道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。
○道路啓開･･･　緊急車両の通行確保（原則として上下１車線確保（適宜待避所））を図るめ、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。
○応急復旧･･･　道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。
○降雪時除雪作業･･･　降雪時における歩道及び横断歩道橋等における除雪・排雪・凍結防止剤の散布、及び甲の指示に基づく作業を実施する。

◆Ｈ１７．４に各協会と締結した協定

（１）名　　称　　大規模地震時における緊急巡回活動に関する協定

（２）目　　的　　この協定は、大規模地震時における管内の被害情報を、民間企業の協力を得て迅速な収集を行い、初動時の対応が円滑に実施できることを目的とする。

（３）業 務 内 容　　東京２３区において震度６弱以上（震度５強は事務所長からの要請）の地震が発生した場合に、各社の担当区間の被害状況を確認し、その結果を報告してもらうものである。

※　今回公募する災害協定とＨ１７．４に協会と締結した協定につきましては、協定内容が異なるものであり、協力を頂ける各社様と東京国道事務所との協定締結となるものです。
　ご協力を頂ける各社様の応募をお待ちしておりますので、よろしくお願い致します。

災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図

別紙－2

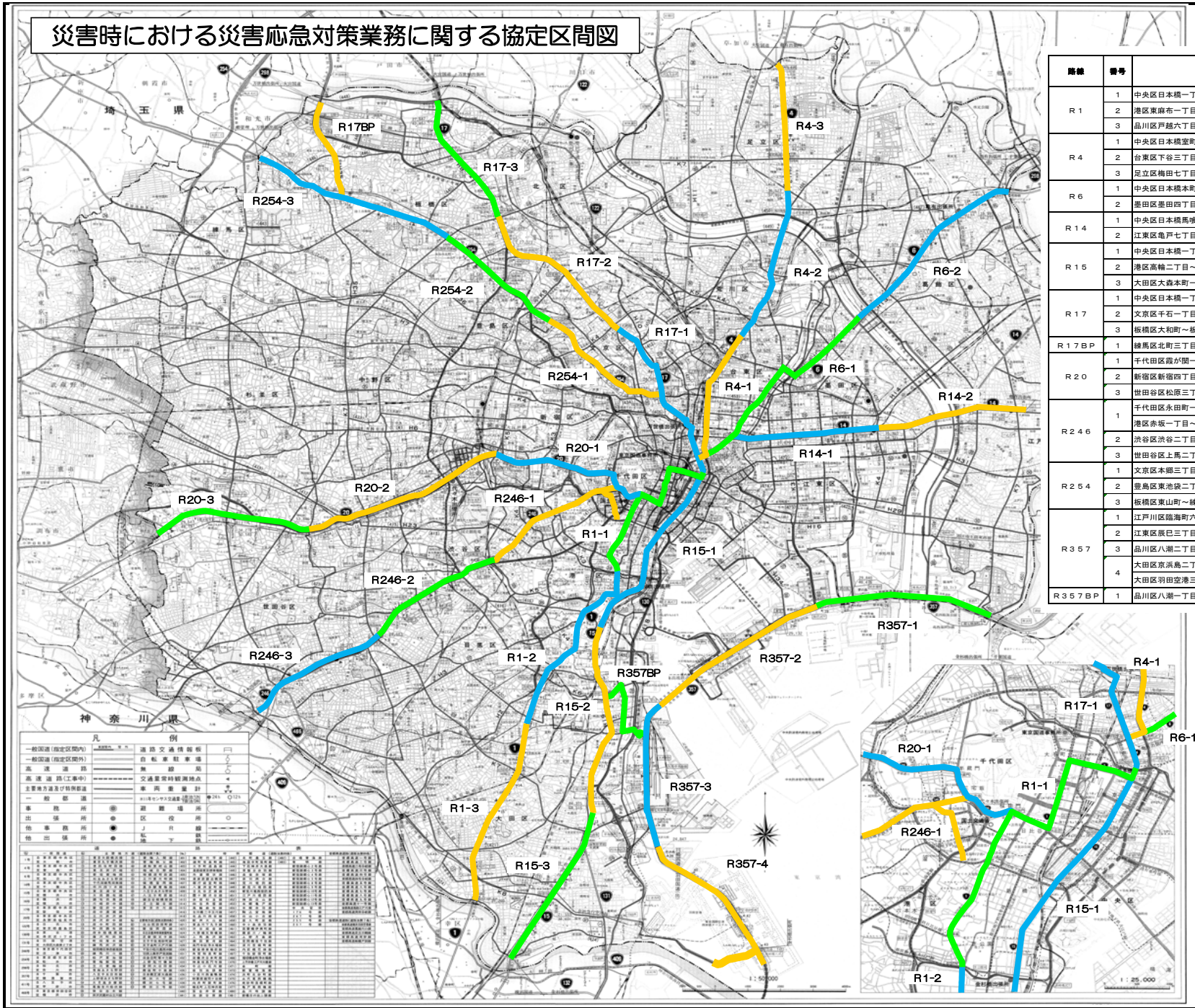

路線	番号	担当区間	距離	Kp
R1	1	中央区日本橋一丁目～港区東麻布一丁目	5.79	0.00 ～ 5.79
	2	港区東麻布一丁目～品川区戸越六丁目	6.25	5.79 ～ 12.04
	3	品川区戸越六丁目～大田区多摩川二丁目	6.16	12.04 ～ 18.20
R4	1	中央区日本橋室町三丁目～台東区下谷三丁目	4.49	0.54 ～ 5.03
	2	台東区下谷三丁目～足立区梅田七丁目	5.17	5.03 ～ 10.20
	3	足立区梅田七丁目～埼玉県草加市谷塚二丁目	4.34	10.20 ～ 14.54
R6	1	中央区日本橋本町三丁目～墨田区墨田四丁目	6.93	0.79 ～ 7.72
	2	墨田区墨田四丁目～葛飾区金町三丁目	6.43	7.72 ～ 14.15
R14	1	中央区日本橋馬喰町二丁目～江東区亀戸七丁目	4.52	1.79 ～ 6.31
	2	江東区亀戸七丁目～江戸川区大杉三丁目	4.62	6.31 ～ 10.93
R15	1	中央区日本橋一丁目～港区高輪二丁目	6.12	0.19 ～ 6.31
	2	港区高輪二丁目～大田区大森本町一丁目	6.17	6.31 ～ 12.48
	3	大田区大森本町一丁目～大田区東六郷三丁目	5.61	12.48 ～ 18.09
R17	1	中央区日本橋一丁目～文京区千石一丁目	6.13	0.00 ～ 6.13
	2	文京区千石一丁目～板橋区大和町	5.35	6.13 ～ 11.48
	3	板橋区大和町～板橋区舟渡三丁目	4.49	11.48 ～ 15.97
R17BP	1	練馬区北町三丁目～板橋区三園二丁目	3.48	0.00 ～ 3.48
R20	1	千代田区霞が関一丁目～新宿区新宿四丁目	5.17	2.94 ～ 8.11
	2	新宿区新宿四丁目～世田谷区松原三丁目	6.34	8.11 ～ 14.45
	3	世田谷区松原三丁目～世田谷区給田三丁目	5.13	14.45 ～ 19.58
R246	1	千代田区永田町一丁目～渋谷区渋谷二丁目	4.64	0.00 ～ 4.64
		港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ～ 1.08
	2	渋谷区渋谷二丁目～世田谷区上馬二丁目	4.53	4.64 ～ 9.17
	3	世田谷区上馬二丁目～世田谷区玉川三丁目	4.58	9.17 ～ 13.75
R254	1	文京区本郷三丁目～豊島区東池袋二丁目	4.56	0.00 ～ 4.56
	2	豊島区東池袋二丁目～板橋区東山町	4.21	4.56 ～ 8.77
	3	板橋区東山町～練馬区旭町三丁目	6.45	8.77 ～ 15.22
R357	1	江戸川区臨海町六丁目～江東区辰巳三丁目	5.29	22.88 ～ 28.17
	2	江東区辰巳三丁目～品川区東八潮二丁目	5.83	28.17 ～ 34.00
	3	品川区八潮二丁目～大田区京浜島二丁目	4.89	34.00 ～ 38.89
	4	大田区京浜島二丁目～大田区羽田空港三丁目	4.90	38.89 ～ 43.79
		大田区羽田空港三丁目～大田区羽田空港二丁目	1.60	0.00 ～ 1.60
R357BP	1	品川区八潮一丁目～品川区北品川二丁目	3.09	0.00 ～ 3.09

※特別担当区間（維持業者、清掃業者）

品川出張所	管内全区間 （R1、R15、R357、R357BP）
亀有出張所	管内全区間 （R4、R6、R14）
代々木出張所	管内全区間 （R20、R246）
万世橋出張所	管内全区間 （R254、R17、R17BP）

注）　協定区間の表示は、区間を区別するため
表示方法を使い分けしたものである。